

令和5年度  
学生便覧  
【昼間課程・入学者用】

「令和4年度・白坂春光氏による特別授業」



ザ クラウンパレス新阪急高知にて

学校法人 高知理容美容学園  
高知理容美容専門学校

☎ 780-0972 高知市中万々85-3  
TEL088(825)3111 FAX088(821)0790

## 1. 教育理念

学校教育法及び理(美)容師法等に基づき、理・美容師に必要な能力を育成するとともにその教養を高め、職業を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

## 2. 高知理容美容専門学校の3つのポリシー

### ■入学者受入方針〔アドミッションポリシー〕

高知理容美容専門学校は次のような学生の入学を期待しています。

1. 人を美しく輝かせることに、感性をもって実践できる熱意ある人
2. 理容師・美容師を専門的な職業として、天職に思っている強い信念のある人
3. 人を幸福に導く職業として使命感をもっている人

### ■教育課程の編成・実施方針〔カリキュラムポリシー〕

本校は、以下のような方針に基づいて教育課程(カリキュラム)を編成しています。

1. 美容師として必要な基礎知識や技術はもちろん、メイク、ネイルアート、着付けといったサロンワークをカリキュラムによって専門能力を修得します。
2. 理容師として必要な基礎知識や技術はもちろん、サロン経営の知識やノウハウも学べるカリキュラムによって専門能力を修得します。

### ■学位授与方針〔ディプロマポリシー〕

本校は、以下のような能力を身につけ、かつ所定の教育課程を修了した学生に専門士の称号を授与する。

1. 美容科では、美容師免許の取得およびカット&ブロー、カラーリング&シャンプー、パーマ、メイク、ネイル、まつ毛エクステ、エステ、スタイリングなどの基礎を修得した人
2. 理容科では、理容師免許の取得および育毛&カラーリング、カット&デザイン、パーマ、フェイシャルトリートメント、シェービング、エステ、ネイルなどの基礎を修得した人

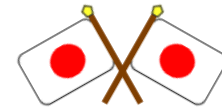
### 3. 設置学科

- (1)昼間課程 修業年限 2 年 「募集定員」 理容科 20 名・美容科 80 名
- (2)通信課程 修業年限 3 年 「募集定員」 理容科 20 名・美容科 40 名
- (3)通信課程 修業年限 1 年 6 ヶ月 美容修得者課程 [令和 4 年 4 月・理容科に新設]

### 4. 学年及び学期、休業日、始業及び終業



- (1) 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (2) 学期は、次のとおりとする。
  - 前期 4 月 1 日から 8 月 31 日
  - 後期 9 月 1 日から 3 月 31 日
- (3) 休業日は、次のとおりとする。但し、校長に於いて必要と認めたとき、休業日に授業を行うことができる。
  - ◆国民の休日に関する法律に規定する日
  - ◆日曜日・月曜日
  - ◆夏季・冬季及び学年末において校長が定めた日
  - ◆その他校長が定めた日



### 5. 教科課目の履修・授業時間帯について

- (1) 履修時数は、学生が実際に受講した時間とします。
- (2) 授業時間帯及び各教科課目の年間に必要な履修時数は次の通りとします。  
シラバスについては年度当初に HP で公開します。
- (3) 授業時間帯・履修表は下記の通りです。

時限・内容		
ホーム	8:50～	指示・伝達等
第 1・2 時限	9:05～10:45	授業
	(休憩 10 分)	
第 3・4 時限	10:55～12:35	授業
	(昼休み 60 分)	
第 5・6 時限	13:35～15:15	授業
	(休憩 10 分)	
第 7 時限	15:25～16:15	授業
清掃・ホーム	16:20～16:50	指示・伝達等・終業
	18:00	閉門

		理容科				備考
		教科科目	1年次	2年次	総単位数	
必修 科目		関係法規・制度		30	1	
		衛生管理	30	60	3	
		保健	60	30	3	
		化粧品化学	30	30	2	
		文化論	30	30	2	
		理容技術理論	60	90	5	
		運営管理		30	1	
		理容実習	450	450	30	
選択 必修 科目	一般 科目	接遇マナー	30	30	2	
		総合教養	30	30	2	
	専門 教育 科目	カラーワーク (カラー・シャンプー)	60		2	
		メンズスタイル (アイロン技術・ミディアムカット)	60		2	
		デザイン工学 (設計刃物 工学・デザインカット)	60		2	
		サロンワーク (ネイル・ワールド)	60		2	
		シェービングエステ	60		2	
		①ヘアデザインコース ・デザインカット・スパテクニック				①・②どちらか選択
		②シェービングエステコース ・エステティックテクニック				
		・スパテクニック				
	学年合計時間数	1,020	990	67		
	総合計時間数	2,010				

※実務実習時間 60 時間は冬季休業期間及び1年次学年末期間に実施予定。

		美容科				
		教科課目	1年次	2年次	総単位数	備考
必須課目(共通)		関係法規・制度		30	1	
		衛生管理	30	60	3	
		保健	60	30	3	
		香粧品化学	30	30	2	
		文化論	30	30	2	
		美容技術理論	60	90	5	
		運営管理		30	1	
		美容実習	450	450	30	
選択必修課目	一般課目	接遇マナー	30	30	2	
		総合教養	30	30	2	
	専門教育課目	サロンワーク [カット・プロ-]	60		2	
		トータルアート [スタイリング・メイク]	60		2	
		トータルビューティ [ネイル・エステ]	60		2	
		カラーワーク [カラー・シャンプー]	60		2	
		ブライダル [着付け・アイラッシュ]	60		2	
		①ヘアクリエイティブコース [カット・ブローテクニック]				①～⑤コースのうち一つ選択
		②メイク&エステコース [メイク・エステテクニック]				
		③ネイル&アイラッシュコース [ネイル・アイラッシュテクニック]		180	6	
	④ブライダル&アイラッシュコース [ブライダル・アイラッシュテクニック]					
⑤カラー-&スパコース [カラー・スパテクニック]						
	学年合計時間数	1020	990	67		
	総合計時間数	2010				

※実務実習時間 60 時間は冬季休業期間及び 1 年次学年末期間に実施予定。

## ★1年次・専門教育課目

2年次からの「コース選択」に先駆けて基本的な知識や技術などを学びます。

### 【理容科】

- ①カラーワーク [カラー・シャンプーカット・ブロー]
- ②メンズスタイル [アイロン技術・ミディアムカット]
- ③デザイン工学 [設計刃物 工学・デザインカット]
- ④サロンワーク [ネイル・コールド]
- ⑤シェービングエステ

### 【美容科】

- ①サロンワーク [カット・ブロー]
- ②トータルアート [スタイリング・メイク]
- ③トータルビューティ [ネイル・エステ]
- ④カラーワーク [カラー・シャンプー]
- ⑤ブライダル [着付け・アイラッシュ]

★<2年次からのコース選択> 1年次12月には最終決定します。

### 【理容科】

#### ①ヘアデザインコース

- カット
- セットテクニック

メンズスタイルをはじめ、「BARBER」で求められるカット技法を基礎から応用までしっかり学んでいきます。

#### ②シェービングエステコース

- エステティックテクニック
- スパテクニック

理容師しか施術できないシェービング 今、ブライダル・エステティック業界から注目を集めているシェービングエステの技術を在学中に習得することができます。



## 【美容科】

### ①ヘアクリエイティブコース

カラ-実習、パーマ実習、シャンプー実習などサロンワークに関する多彩な技術を幅広く学び、カットの専門スキルを磨きます。また、コンテストにも積極的に挑戦して自分のスキルを磨きます。

カット概論・ベーシックカット・デザイン画・作品作り・コンテスト対応



### ②メイク&エステコース

ベースメイクからアートメイク、モードメイクまで多彩な技術をプロから実践的に学びます。カウンセリングからフルメイクまで仕上げるスキルが身に付きます。エステの仕事は自分自身の魅力アップにもつながります。自分の手で施術する実習もあれば、エステ機器を使って行う実習もあります。身だしなみ言葉遣いカウンセリングを含めたスキルを習得できます。

#### メイク

メイクアップ概論・メイクアップ実習・メイクテクニックほか

#### エステ

身体、皮膚のしくみ・エステティックカウンセリング・フェイシャルトリートメント  
フェイシャルボディ・フェイシャルマッサージ・マスク・仕上げ・アフターカウンセリングほか



### ③ネイル&アイラッシュコース

JNA テクニカルベーシックに基づき基本的なネイル技術であるケア全般、カラーリング、アートなどの技術、理論を習得する。また、ネイリストに必要なリペア(修復)にも対応できる技術、理論を習得する。併せて、ジェルネイルの基礎知識、理論について理解して施術を習得する。

#### ネイル

ネイルケア、カラー、フラットアート、ジェルネイル、リペア、検定・コンテスト対策

#### アイラッシュ

まつ毛エクステンションに関する道具、用材、衛生管理、保険、カウンセリングなどの知識を正しく理解し、国家試験にかかる技術、美容室において必要な接客や技能技術を習得する。

### ④ブライダル&アイラッシュコース

ブライダルに必要な着物に関する知識や技術、花嫁の魅力を引き出すメイクテクニックなどを習得します。また、成人式の着付けのマスターを目指しながらブライダル現場で役立つ基本的な知識、技術を習得する。  
コース。

#### ブライダル

着物の歴史、振袖、帯結び、ふくら雀、文庫結び、和装かつら花嫁、総仕上げ  
ブライダルヘアメイク、





## アイラッシュ

まつ毛エクステンションに関する道具、用材、衛生管理、保険、カウンセリングなどの知識を正しく理解し、国家試験にかかる技術、美容室において必要な接客や技能技術を習得する。



## ⑤カラー&スパコース

基本的なシャンプー技術を理解し、ヘアカラーによる塗布の手順、染毛剤と染毛料の塗布、染毛剤の調合、新生毛と既染部の塗布技術を理解し、実践的に学びます。

### カラー

カラー概論、酸化染毛剤・酸化染毛料、グレイカラー・ファッションカラー  
毛髪化学・カラー剤の塗布、作品制作・撮影

### スパ

シャンプー概論・技術、スパの理論・実践、カウンセリング、基本テクニック



## 6. 教科課目の履修及び単位修得の認定

- ① 修得の認定は、各学期に行う定期試験並びに平常時の学習状況、出席状況等を総合的に評価して学期末に認定を行う。但し、該当課目の授業時間数の90%以上の出席を満たすまでは認定は付かない。
- ② 認定は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)で表記する。認定については、「可」以上を合格とする。
- ③ 前期末及び後期末には、各学期の定期試験の平均点を100点法で表す。学年末にはその累加及び総合評価を行いGPA制度により認定する。
- ④ 2学年にわたって分割履修する場合は、学年ごとの必要時間数を履修する必要があり、学年ごとに成績評価を行う。
- ⑤ 修得認定の結果、不合格になった科目については可能な限り、再試験等を行い修得させるよう指導する。

## 7. 出席の認定及び履修時数不足等について

学生として、ひいては社会人としても学習、生活に関する最も基本的姿勢をあらわすものが、出席・欠席であり、授業への出席に関し一人ひとりが強い自覚を持たなければなりません。

- ①成績評価の認定を受けるには授業時間数の90%以上の出席が必要となる。
- ②欠席・遅刻による履修時数の不足が生じた場合は、その学年の修業期間内で補習を受けなければならない。原則、夏季・冬季・春季などの期間を使って実施する。
- ③補習は1時間1,000円の有料となる。

## 8. 欠席・欠課・遅刻・早退等について

- ①欠席・欠課・遅刻・早退の場合、「所定の届」(P11参照)に所要事項を記入のうえ、担任まで届け出ること。

**※各個人で印刷して使用してください。**

- ②遅刻の場合は、必ず「届出書」を事務局あるいは担任に提出してから教室に入ること。
- ③電話等により届け出た時は、後日、「届出書」を担任に提出すること。
- ④届出をせずに欠席が1ヶ月以上に及ぶときは、除籍することがある。

#### ⑤公欠基準

次のような場合、授業は欠席とみなすが「公欠」の取り扱いとします。

- a. 利用する交通機関が事故、運行停止等により出席できないとき。
- b. 感染症等に罹患した場合や家族にそうした状況が生じた場合も含めて医師・保健所又は学校から自宅待機の指示があった場合。

※別紙「出席停止となる感染症一覧表」P16を参照してください。

※医療機関に雇ったことを証明できる物を学校に持参して下さい。

- c. 外実習等に参加している場合。
- d. 就職活動の場合 [会社訪問、就職試験・面接、説明会、企業研修等に参加]。
- e. コンテスト等へ出場するに伴い学校が妥当と認めた場合。
- f. その他で明らかに社会的な理由等により出席できないと校長が認めた場合。
- g. 忌引きの場合  
[日数] 父母5日、祖父母及び兄弟姉妹3日、左記親族の法要1日、伯叔父母1日
- h. その他、校長が必要と認めた場合

#### 9. 感染症予防等について

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症状により予防処置として学校内でのマスク着用をお願いする場合があります。

提出先→担任

令和 年 月 日

欠席 ・ 欠課 ・ 遅刻 ・ 早退 届

高知理容美容専門学校・学校長 殿

昼間課程・通信課程

理容科・美容科 年

生徒氏名

※課程・学科は該当する箇所に○で囲んでください。

届	期間 ・ 理由等			
欠席	月 日 ( )	～	月 日 ( )	日間
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
欠課	月 日 ( )		時間	
	時間	第 時限	～	第 時限
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
遅刻	月 日 ( ) 第 時限目途中から出席			
	理由			
	※確認資料提出の必要がある場合は添付のこと。		教員確認印	
早退	月 日 ( ) 第 時限目途中から早退			
	理由			
	※担任あるいは副担任の承認を得ること。		教員確認印	

学校使用覧	公欠扱い	有 ・ 無	担当教員確認	
-------	------	-------	--------	--

2022. 4. 1 改定

## 9. 定期試験等について

### (1) 試験の区分及び時期

- ① 試験区分は「確認試験」「定期試験」「追試験」「再試験」とする。
- ② 「確認試験」は見極めのために平常時に随時行うことがある。
- ③ 定期試験〔実技試験を含む〕は、各学期に1回行う。  
学期期間内に終了する教科課目の場合は、その終了時に行う。〔接遇マナー、カット、カラー等〕
- ④ 定期試験は、1週間前に時間割を発表する。

### (2) 試験実施上の注意

- ① 遅刻の場合は、原則として受験不可とする。
- ② 不正行為を行った者は、停学もしくは謹慎等の処分に付し、不正があった当該課目は0点となる。但し、以後の課目の受験については認める場合もある。

### (3) 欠試者の取り扱い

- ① 忌引、進学、就職その他校長が認めた事由による欠試者に対して後日追試験を行う。
- ② 授業時数が満たない者の成績評価は追試験を受験しても必要な授業時数を満たすまでは評価は付かない。

### (4) 再試験の取扱い

- ① 試験の内容、時期などについては教務担当で協議のうえ校長の承認をとる。
- ② 再試験の合格基準は評定「可」とする。
- ③ 授業時数が満たない者の成績評価は再試験を受験しても必要な授業時数を満たすまでは評価は付かない。
- ④ 試験を受験する場合は、1課目2,000円の料金を納め受験する。

## 10. 進級・卒業基準

進級・卒業には、次の条件が必要である。

- ① 履修中の全ての教科課目が90%以上出席できていること。
- ② 履修中の課目の全てが合格基準を満たしていること。

## 11. 進級・卒業の認定

- (1) 進級・卒業に関しては総合的に履修状況を判断して判定会議を経て学校長が認定する。
- (2) 進級・卒業基準の条件が満たされない場合には留年とする。  
この場合、原級学年の在籍期間は原則1回限りとする。但し、卒業予定学年の場合、特別な事由が認められるときは別途協議することができる。
- (3) 留年になった学生の当該年度に修得認定された教科科目は全て保留とし、原学年の全てを再履修させるものとする。
- (4) 留年となった学生が、転学又は退学を希望する場合には(3)の保留の部分は認定する。
- (5) 特別な事由により進級・卒業判定会議までに認定条件を満たさない場合、進級・卒業を延期する場合もある。

## 12 学校生活

### (1) 基本的な心構え

社会人として通用する人間に必要な社会的基本動作、出欠席の連絡、礼儀、エチケット、挨拶、身だしなみなどを修得するよう努力しなければならない。

### (2) 学生心得

- ① 教室は人格形成の場所である。熱心、かつ真面目に勉学して欠席、遅刻、早退のないように健康管理、時間管理を心掛ける。
- ② 教室は常に清潔を保ち、整理整頓に努めなければならない。
- ③ 授業中、やむを得ず教室を出る必要がある時は教員の許可を受ける。
- ④ 貴重品などの私物はロッカーを使用するなどして各自で管理する。
- ⑤ 学校周辺における近隣住民の方々に迷惑を掛けないように注意する。  
また、近隣の店舗や施設等におけるマナーにも十分に注意を払う。

### (3) 礼儀・挨拶

- ① 人に対してはもとより学校関係職員および来訪者に対して、尊敬の念をもった態度で接する。また、礼儀正しい挨拶、正しい言葉使いを心掛ける。
- ② 社会人としての基本であり、日頃から自ら声を出して挨拶する習慣を付ける。



- ③ 授業の始まり、終了時には「クラス委員」の号令によりきちんと起立して挨拶をする。
- ④ 大きな声で気持ちの良い挨拶を人より先に行うことを心掛ける。

目上の人に対しては「です」「ます」を使って話すことを習慣づけましょう。

※お早うございます・こんにちは・お疲れ様です・さようなら

- ⑤ 目上の人・講師及び外来者には礼儀正しく挨拶をする。
- ⑥ 各部屋へ出入りするときは、必ず挨拶をして出入りする。  
「ノックをする」「失礼します」「失礼しました」



#### (4) 入室について

- ① 担任がホームルームを始めるまで準備をして静かに待つ。
- ② 遅刻した場合は、その時間は欠席扱いとなるので、必ず職員室に寄り指示を仰ぐ。

#### (5) 行動指針

- ① お互いを敬い、規則等を遵守して良心に従って行動し、いやしくも暴力を加えたり、迷惑をかけたりしないように注意する。
- ② 学校の施設、備品その他これに準ずるものは丁寧に扱うように注意する。
- ③ 無断での遅刻、早退、欠席、教師に対する暴言、注意、指導に対する反抗、拒絶 等

#### (6) 禁止事項

いじめ、誹謗中傷、威圧行為、金銭強要、窃盗、シンナー・覚せい剤等の薬物使用、校内及びその周辺地域での喫煙、飲酒、万引き、無免許運転、暴力、**SNS の社会通念上不適切な利用**、無断駐車、授業を妨げるような一切の行為、その他学生の本分に違反する行為など

#### (7) 服装等の注意事項

- ① 登校時から下校時までは、原則、学校所定衣を着用する。
- ② 通学時の服装、履物は学生として恥ずかしくない清潔で活動的なものとする。
- ③ 毛髪は登・下校時を除き男女とも顔にかからないようにまとめる。
- ④ 男子の髭は恥ずかしくない程度に剃っておく。
- ⑤ 刺青やタトゥーを体に入れることは禁止とする。
- ⑥ 学生証を必ず付けること。シール等は貼らない。  
※学生証を紛失した場合 再発行代 1,000 円、学生証用ケース首ひも付き 350 円
- ⑦ 華美な服装は避け、基本的にサロンで働ける服装とする。ジャージ、スウェット、パーカ等だらしなく見えるものは禁止。
- ⑧ ホームルームや授業中の帽子、被り物はマナーとして禁止
- ⑨ 露出度の高いものは禁止する。ミニスカート・ショートパンツ・タンクトップなど。
- ⑩ 校内では指定の上履きを使用すること。スリッパ、サンダル類、ハイヒールでの実習禁止。

## (8) 賞罰等

- ①学業、技術の成績が優秀で他の学生の模範となる者に対して褒賞を行う。
- ②2年間を通して欠席のない生徒に対して精勤、皆勤表彰を行う。
- ③問題行動に対しては「懲戒処分のガイドライン」(P17 参照) に準じて、退学、停学、訓告処分を行う。また、問題行動の内容によって、指示する「テーマ」のレポートを提出期限までに提出する。

## (9) その他

- ①教科書、教材などは原則として毎日持ち帰り技能の向上に努力する。
- ②校内の備品、教材等を破損した者は、直ちに事務局に申し出る。(原則、弁償すること)
- ③必要でない教室、部屋への出入りを禁止する。
- ④届出事項等に変更が生じた時は、すみやかに担任又は事務局まで届け出る。
- ⑤通学にバイクを使用する場合は基本的に原付[50cc]までとする。  
やむを得ず 51cc 以上のバイクで通学する場合は申請書を提出し、学校長の許可を得た場合乗入可能とする。自動車での通学は近隣駐車場を借りること。学校への乗入れ不可。  
尚、違法駐車による学校への通報があった場合は、処分の対象となる。
- ⑥貴重品等の管理は、原則自己責任とする。各自、専用のロッカー(鍵付き)があるので、適正に使用すること。[鍵を紛失した場合は弁償(3,000円)となります。]
- ⑦携帯電話は、朝の出席登録が終わり次第、必ず電源を切り、職員室前の所定の所に預ける。  
特別な事情が生じた場合は担任に申し出る。
- ⑧校外での大会応援、体育祭など現地集合の場合は、原則、公共交通機関を利用すること。  
※自家用車を使用する場合は事前に担任まで届出してください。

## (10) 主な学校行事

- ・全国理容美容学生技術大会【四国大会・全国大会】
- ・ビューティータウングランプリ
- ・理容競技大会【県大会・四国大会】
- ・校内コンテスト[学生技術大会に集中するために開催しない場合もあります]
- ・体育祭、BBQ【天候等を踏まえて決定します】
- ・県内サロン説明会・県外サロン説明会【年間で県内3回・県外1回予定】

※感染症等の拡大の状況次第で変更になる場合があります。







(11) 取得目標資格など

- ①理容師・美容師国家試験
- ②サービス接客実務検定
- ③JNEC ネイリスト技能検定
- ④JNA ジェルネイル技能検定
- ⑤認定フェイシャルエステティシャン
- ⑥まつげエクステンション技術認定
- ⑦ヘッドスパ検定
- ⑧パーソナルカラー検定
- ⑨美肌検定

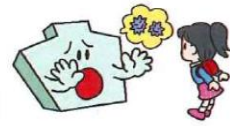
(12) 主な就職見込先

- ①県内、県外理容室
- ②県内、県外美容室
- ③エステサロン
- ④ネイルサロン
- ⑤ブライダル関連企業
- ⑥化粧品関連会社



## 出席停止となる感染症一覧表

- ・一覧表にある感染症にかかったときは、法律で定められた「出席停止」となり、「欠席」にはなりません。
- ・病院にかかり医師の診断を受け、家庭から連絡を受けた日から出席停止扱いとします。
- ・感染症の診断を受けた場合は速やかに学校に連絡し、医師の許可があるまで家庭で安静にしましょう。



### ○第1種学校感染症

病名	出席停止期間
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、重症急性呼吸器症候群(SARS)、 <b>新型コロナウイルス感染症</b>	<p style="text-align: center;"><b>治癒するまで出席停止</b></p> <p>※新型コロナウイルス感染症において</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濃厚接触者である場合や、疑いのある場合も出席停止とする。</li> <li>・感染の予防のための休みも出席停止とする。</li> </ul>

### ○第2種学校感染症

病名	症状	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ	急な発熱、頭痛、悪寒、関節痛、全身倦怠感、咳、鼻水、のどの痛み	1～3日	<b>発症後5日経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで</b>
百日咳	コンコンという短く激しい咳が続く	1～2週間	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発熱、咳、鼻水、目やに、結膜充血、頬の内側にコプリック斑(白点)	10～12日	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ(片側～両側の顎の後ろが大きく腫れて痛む)、発熱、嚥下困難	1～2週間	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(3日はしか)	発熱、発疹、耳の後ろ・首・脇の下などの腫れ、咳、結膜の充血	2～3週間	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	発疹→水疱→かさぶた・かゆみ	2～3週間	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	高熱、のどの痛み、結膜の充血、首のリンパ節の腫脹	5～7日	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核	初期は自覚症状なし、X線で発見、発熱、咳、たん、疲労感、体重減少	1～2ヶ月	病状により感染のおそれがないと診断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	高熱、頭痛、嘔吐、頸部硬直	2～5日	

### ○第3種学校感染症

病名	出席停止期間			
コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	病状により感染のおそれがないと診断されるまで			
病名	症状	潜伏期間	出席停止期間	
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	激しい腹痛、下痢、嘔吐、吐き気	3～8日	病状により感染のおそれがないと診断されるまで  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                     病院にかかった際に、いつから登校してよいか必ず確認してください。                 </div>	
流行性角結膜炎	眼の異物感、目やに、結膜の充血	5～7日		
急性出血性結膜炎	眼の痛みや充血・出血	1～2日		
その他の感染症	溶連菌感染症	高熱、発疹、扁桃の発赤や腫れ、のどの痛み、いちご舌		2～5日
	ウイルス性肝炎	発熱、鼻水、咳、喘鳴、呼吸困難		2～5日
	手足口病	手足の水疱・発熱		2～7日
	伝染性紅斑(リンゴ病)	頬の赤み・手足の発赤		10～20日
	ヘルパンギーナ	発熱、のどの痛み		2～7日
マイコプラズマ感染症	発熱、咳、のどの痛み	2～3週間		
感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎・流行性嘔吐下痢症)	嘔吐、吐き気、下痢、発熱、腹痛	1～3日		
※アタマジラミ	頭髪部のかゆみ		出席停止の必要はありませんが、担任にはご連絡ください。医師の診断にしたがい治療をしてください。	
※伝染性軟属腫(水いぼ)	水疱			
※伝染性膿痂疹(とびひ)	皮膚に化膿性の湿疹			

## 懲戒処分に係るガイドライン

事由		懲戒処分		
		退学	※停学	訓告
犯罪行為	殺人、強盗、強姦、誘拐、放火など凶悪な犯罪	●	●	
	暴力、傷害、窃盗、恐喝、詐欺行為などの犯罪	●	●	
	薬物犯罪	●	●	
	痴漢、のぞき、盗撮行為	●	●	
	コンピューター、SNS の不正使用等による悪質な行為	●	●	
	コンピューター、SNS の不正使用等による不適切な行為		●	●
飲酒行為	飲酒運転	●	●	
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を与える行為	●	●	
	満 20 歳未満の学生と知りながら飲酒を進める行為		●	●
	満 20 歳未満の学生の飲酒行為		●	●
交通事故	飲酒運転			
	酒酔い	●	●	
	人身事故	●		
	酒気帯び	●	●	●
	人身事故	●	●	
	飲酒運転車両への同乗者		●	●
	飲酒運転以外での人身事故			
	死亡又は重篤な傷害		●	
	傷害		●	
	飲酒運転以外の交通法規違反			
著しい速度超過等悪質な交通法規違反		●	●	
ハラスメント	人権侵害事案に係る行為	●	●	●
試験	カンニング等の不正行為		●	
その他	学校方針等に背き、学生の本分に違反する行為	●	●	●

※原則として停学は無期停学とするが、状況を勘案して有期停学とすることができる。

1. 個別の事案の内容によっては、下記事項を勘案して処分の加重、軽減を行うことがある。

(1) 本ガイドラインに掲げる処分より加重することがある場合。

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき、又は、非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為の学内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ③ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ④ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき
- ⑤ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

(2) 本ガイドラインに掲げる処分より軽減することがある場合

- ① 学生が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- ③ その他上記に準ずる理由があると認められるとき

2. 本ガイドラインに掲げられていない非違行為は、本ガイドラインを参考として判断し、懲戒処分とすることができる。(例) 満 20 歳未満の学生の喫煙などの非違行為

## 【GPA 制度】

### (目的)

第1条 この要項は、本学の専門課程における、GPA〔Grade Point Average〕制度について必要な事項を定め、学習到達度を客観的に評価することにより、教育の質保証を行うとともに、きめ細かい履修指導及び学修支援に資することを目的とする。

本学は学生達が主体的に学ぶことを支援するとともに、自らの学習目標の達成と向上めざして、成績を平均化した、GPA〔Grade Point Average〕を導入する。

この GPA によって学習の成果を把握し、その値に基づいて学生の学習に関する相談に応じ、指導を行うものです。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

① GradePoint(以下「GP」という)は、秀・優・良・可・不可の評語による評価（以下「5段階評価」という）において、各評価に対し、あらかじめ付与された等級を表す数値をいう。

② GPA とは、対象授業課目の内、履修した課目について、あらかじめ設定されている単位数に当該課目の成績に応じて GP (4～0 のいずれか) を乗じ、その合計ポイントを単位数の総和で割った数値をいう。

③ 学期 GPA

当学期に履修し成績評価を受け、算出される GPA をいう。

④ 年度 GPA

当該年度を通じて成績評価を受け、算出される GPA をいう。

⑤ 通算 GPA

入学時から現在の学期まで、成績評価を受け算出された GPA をいう。

### (GP)

第3条 GP は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の各評価に対し、それぞれ 4・3・2・1・0 の順に付与する。合格評価は「可」以上とする。授業課目の履修、定期試験の受験、又は定期試験に準ずる課題の提出等放棄した課目については評価を「不可」とし、GP を 0 とする。

合否区分	総合評価	評点区分(点)		到達目標	成績	付加する GP
合格	秀	100	90	完全に達成	極めて優秀	4
	優	89	80	ほぼ完全に達成	優秀	3
	良	79	70	概ね達成	良好	2
	可	69	60	最低限達成	最低の合格可	1
不合格	不可	59 以下		達成していない	合格不可	0
		未受験・無資格含む				

※「未受験・無資格」とは、試験を欠席、あるいは必要時間数の不足により受験資格なしをいう。



(GPA の計算方法)

第 4 条 GPA は次の通り計算するものとし、小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(例)GPA 算出方法

課目名	評定	単位数	GP	
〇〇〇〇基礎	秀	2	4	2×4=8
〇〇〇〇実習 1	不可	1	0	1×0=0
〇〇〇〇実習 2	優	2	3	2×3=6
合計		5 単位		14 点 (GPS)

$$\text{GPA} = 14 \text{ 点} \div 5 \text{ 単位} = 2.8$$

※小数点第 2 位を四捨五入します。

- 前項の「単位数」について、履修時間数 30 時間を 1 単位として換算し用いるものとする。

(GPA の計算対象)

第 5 条 GPA の計算対象は授業課目のうち、本学の 5 段階評価が適用され、かつ、その単位を本学の卒業要件に参入できるものを対象とする。

- 前項に該当する授業課目に係る成績、履修単位数はすべて GPA の計算対象に含めるものとする。特に、不合格となった課目に係る履修単位数は、後に再履修し合格した場合にあっても一切除外しない。但し、以下の科目は適用除外科目であり GP [GradePoint] が付与されません。

- ①合格か不合格かだけを判定する授業課目
- ②編入学または転入学した際の単位認定課目
- ③他の学校との単位互換等で修得した課目

(GPA の通知および記録)

第 6 条 学生及び保護者等への GPA の通知は、学期 GPA ・年度 GPA 及び通算 GPA を各学期における成績と合わせて原則通知する。但し、保護者等の同意を得て、成績通知を不要とする場合にはこの限りでない。

- 学期 GPA 及び通算 GPA は学績簿に記録するものとする。

(GPA の活用)

第 7 条 GPA を教育内容等の改善のための組織的研修、履修指導、学習支援等に活用するものとする。

(その他)

第 8 条 この要項に定めるもののほか、GPA の取扱いに関し必要な事項は、別途定める。

附則

- 平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

～ メモ ～